

第14号議案

「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

1 概要

令和3年6月、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が公布され、有期雇用の民間労働者に係る育児休業等の取得要件が緩和されたことに伴い、職員の仕事の家庭生活の両立を図るため、非常勤職員の育児休業および部分休業の取得要件を緩和する。

2 改正内容

育児休業および部分休業を取得することができる会計年度任用職員の要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」という要件を撤廃する。

3 施行日

令和4年4月1日

○新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)(2) (省略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(ア)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6カ月に達する日(以下「1歳6カ月到達日」という。)(第2条の4の規定に該</p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)(2) (省略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6カ月に達する日(以下「1歳6カ月到達日」という。)(第2条の4の規</p> |

当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ ウ (省略)

(部分休業をすることができない職員)

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (省略)

(2) 勤務日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(前条第2号の規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

(第2項および第3項 省略)

定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ ウ (省略)

(部分休業をすることができない職員)

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (省略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(前条第2号アおよびイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

(第2項および第3項 省略)